

さかえ小学校 新型コロナウイルス感染症に係る状況別対応について
【12/16改訂版（状況6を追加）】

	状 況	対 応 等
1	①本人に発熱等かぜ症状(*) が見られる場合 *微熱（平熱より高い）・発熱（37.5℃前後より高い）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂いや味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般	①出席停止扱い 開始日：症状の出た日 終了日：薬を服用せずに症状がなくなり2日後 【症状がなくなった日を0日目とし、3日目から登校可能】 ※症状が続く場合は、新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターに相談する 新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570(783)770 【全日 24時間受付】 幸手保健所 0480(42)1101 【平日 8:30~17:15受付】
	②上記により学校を早退した場合	②当日や翌朝の回復の有無にかかわらず、薬を服用せずに症状がなくなり2日後まで出席停止扱い *例：早退→当日内に服薬せず回復（0日目）→3日目から登校可
2	①本人の感染が判明、および ②濃厚接触者として認定された場合、またはPCR検査対象者・濃厚接触者の疑いでPCR検査対象者となった場合	出席停止扱い ①開始日：感染の判明した日（判明前から欠席していた場合は欠席の初日） 終了日：専門医等が快癒を認める等、登校を許可した日
		②開始日：濃厚接触者として認定された日（同居家族の感染判明日） 終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間（めやす2週間） *期間中に感染が判明→①による *PCR検査で陰性と判明→保健所等の指示する期間（めやす2週間） *濃厚接触の疑いでPCR検査を受け、陰性が判明→翌日から登校可
3	同居家族が、PCR検査対象者となった場合、濃厚接触者として認定された場合	出席停止扱い 開始日：家族がPCR検査の対象となった日 濃厚接触者として認定された日 終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所等に指示された期間（めやす2週間） ※家族の感染が判明し、本人が濃厚接触者となった場合は「2」を参照 ※家族が陰性と判明すれば、翌日から登校可
4	保護者が感染症予防と判断し欠席させる場合	出席停止扱い（状況に応じて校長が判断）
5	家事都合や怪我等により学校を欠席する場合	通常の欠席扱い
6	家庭内に体調不良者（上記①の症状）がいる場合	出席停止扱い ※体調不良者の回復後、登校可

備考：本表は、幸手市教育委員会「学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」、及び埼玉県教育委員会教育長通知をもとに作成したものです。上記に該当しない状況の場合、その他ご心配なことがありましたら、学校までご相談ください。

